

「絶対儲かる」という情報商材に注意!

事例:インターネットで内職を探していたところ「絶対儲かる」「簡単なクリック作業だけで高額な収入を得られる」という広告を見つけた。しかし実際は収入を得るためには開業資金など、高額な費用が必要であった。成果が得られなかったため、返金を申し出たが応じてもらえなかった。

アドバイス1:情報商材の購入は、広告に注意して慎重に検討を

「簡単作業で毎日収入が確実に得られる」など、広告が実現困難な場合が多々見受けられます。「絶対」「確実」等、断定的な広告には注意が必要です。

アドバイス2:返金保証があると言って、安易に契約してはいけません

返金保証には、実際に条件を満たすのが非常に困難である場合や、返金条件を満たしていても販売者が全く応じない場合があります。最悪の場合、販売者と連絡が取れなくなってしまうことも。必ず全額返金されるとは限らないことに注意が必要です。

アドバイス3:購入する前に販売者の連絡先等の確認を

消費者や消費生活センターが交渉しようとしても、電話に出ない販売者や連絡先が不明であるケースが見られます。購入前に、まず販売者の表記(所在地や電話番号等)を確認しましょう。

アドバイス4:カードで購入した場合、トラブル時はカード会社に相談し協力を依頼

カードで購入した場合、一定の条件を満たしていればカード会社に請求停止を求められる可能性もあります。消費生活センターに確認してください。

一度締結した契約を解除することは、とても困難なことです。契約前に、十分な注意が必要です。不安に思うことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

問合せ:教育文化振興課 ☎991-1873/企画財政課 ☎991-1815

人権 それは 愛

世界人権宣言 ～画期的な宣言の採択から70周年を迎えて～

世界人権宣言は、1948年12月10日に国際連合の第3回総会の場で採択されました。

この宣言は基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なもので、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられています。

この条文の第7条では、「すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。」とあり、人はみな平等で差別的な扱いをされることはないと言っています。

しかし、宣言の採択から70年を迎え、今なお同和問題をはじめとした多くの人権問題が残り、インターネット上の差別的な書き込みなど新たな問題も発生しています。私たち一人ひとりが人権問題の様々な課題に目を向け、身近な問題であると感じることが、人権問題解決の一步となるのではないのでしょうか。

埼玉県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

8月は「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」です

広告

--	--

個別子宮頸がん検診実施中

対象は20歳以上の偶数月生まれの方です。◆なもとレディースクリニック予約不要 ☎991-5216  
◆さくら医院(予約不要) ☎048-982-5511 ※詳細については保健センターへお問い合わせください。